

第1章 はじめに

1 本調査研究の意義

薬物犯罪は、使用した者の健康をむしばむのみならず、薬物乱用下における殺傷・粗暴事犯や交通事故等の二次犯罪につながる上、暴力団や国際犯罪組織の資金源にもなるなど、社会に対する副次的な害悪も大きく、さらに、依存の問題を伴い再犯の危険が高い一方で、地域社会における治療や理解・包摂にも困難があるなど、多面的な問題を有している。

我が国においては、刑法犯認知件数が平成14年をピークに毎年連続して減少するなど、全体として犯罪が減少する中で、覚せい剤取締法違反については、その検挙人員が下げ止まりの傾向を示し、入所受刑者全体に占める割合も依然高い水準にある。また、近年、大麻取締法違反の検挙人員が若年層を中心に急増するなどしている。出所受刑者の5年以内再入率でも、覚せい剤取締法違反は、窃盗とともに総数を大きく上回る。

「はしがき」記載のとおり、平成28年6月からは刑の一部執行猶予制度が始まり、刑事施設における薬物依存離脱指導や保護観察所における薬物再乱用防止プログラム等、薬物事犯者に対する処遇の在り方に注目が集まっている。29年12月閣議決定にかかる「再犯防止推進計画」には、犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な再犯防止施策を実施することや保健医療・福祉サービスの利用の促進等に取り組むことが盛り込まれ、薬物依存を有する者への支援等として、刑事司法関係機関等における効果的な指導の実施等が求められている。同様に、30年8月薬物乱用対策推進会議決定にかかる「第五次薬物乱用防止五か年戦略」では、薬物乱用者に対する適切な治療と効果的な社会復帰支援による再乱用防止が目標の一つとして掲げられている。

そこで、本報告では、薬物事犯者に対する有効な方策を講じる上での基礎資料を提供するため、主として次の二つの観点から実施した調査研究結果を取りまとめた。

第一の観点は、薬物事犯者の諸特性について、刑事政策的な観点に加え、精神医学・心理学等の観点も含めた多角的な把握を行い対象者の特性等に応じた指導及び支援に資する基礎資料を提供するため実施した受刑者に対する質問紙調査（特別調査）の結果を報告するというものである。特別調査に当たっては、我が国における薬物事犯中最も数の多い覚せい剤取締法違反受刑者を対象とし、質問項目の内容選定や調査結果の検討・分析に際し、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターから様々な助言・示唆を得ている。

第二の観点は、我が国の薬物事犯者処遇の現状を踏まえつつ、近時の薬物事犯者に対する諸外国の各種施策・取組の進展を概観し、我が国における今後の施策を検討するための基礎資料を提供するというものである。

2 本報告書の構成

本報告書の構成は以下のとおりである。

第2章では、受刑者を対象に行った、覚せい剤事犯者の特性等に関する特別調査の結果を示し、分析により得られた知見を示す。

第3章では、我が国における薬物事犯の動向及び薬物事犯者処遇の現状を、刑事司法の各段階における数値等を基に示す。

第4章では、諸外国における薬物事犯者処遇の実情につき、諸外国における薬物乱用の状況や薬物事犯者処遇モデル、米国における薬物事犯者処遇に関する研究や処遇の実際を中心に紹介する。

最後に、第5章では、第2章から第4章までで明らかになった内容を概観した上で、薬物事犯者による再犯を防止するための方策、より効果的な矯正処遇や保護観察処遇の在り方等について検討する。